

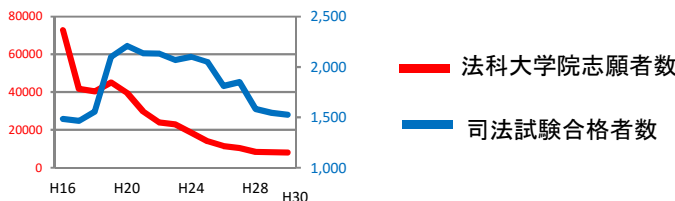
# 法科大学院を中核とする法曹養成制度改革について

文部科学省・法務省

## 1. 法曹養成制度の理念と現状

- 質・量豊かな法曹養成に向け、**法科大学院を中核としたプロセス養成制度を整備**(H16年度～)
- 司法試験合格者3,000人を目指し、法科大学院修了者の7～8割が合格できる教育を行う

当初の見込みと異なる状況



### ○ 司法試験合格率の低迷

(LS修了資格者: H18単年度合格率48.3% → H30単年度の全体合格率29.1%、LS修了資格者: 単年度合格率24.8%)

### ○ 法科大学院の規模の縮減

(最大74大学(H17)／定員5,825人(H19) → 36大学(H31)／定員2,253人(H31予定))

### ○ 司法試験合格者数3,000人の数値目標を撤回 (H25.7) (H30合格者数1,525人、最大2,102人(H24))

### ○ 法曹志望者の激減 (法科大学院志願者数: 72,800人(H16) → 8,058人(H30))

【参考】旧司法試験受験者数: 最大45,372人(H15)・予備試験受験者数: 11,136人(H30)

※法曹を志望する学生の不安・迷い(平成30年法学部生アンケート結果)

・経済的負担の大きさ(26.5%)、・司法試験合格率の低さ(25.1%)、・時間的負担の大きさ(23.2%)

## 2. 課題解決に向けたアプローチ

### ○ 法曹養成制度改革推進会議決定(H27.6.30)

⇒ 法科大学院改革(教育の質の向上、経済的・時間的負担軽減(早期卒業・飛び入学の促進等)、組織見直し。～H30年度)等

⇒ 新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進める

### ○ 標準的養成プロセスの見直しによる**教育の充実**及び**時間的負担の軽減**が喫緊の課題

※中教審特別委員会(法曹三者や法科大学院・法学部の教員等で構成)での取りまとめ(H30.3)等で改革実現の声

## 3. 法科大学院改革とそれを踏まえた司法試験制度見直しの骨子

⇒ **法科大学院教育の充実と、時間的・経済的負担の軽減**

- ① **法科大学院における教育の充実** ⇒ 選択科目相当科目を含む必要な学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを連携法に規定
- ② **法学部3年(法曹コース)＋法科大学院2年のプロセスを幹とする制度改革** ⇒ 時間的・経済的負担の軽減  
⇒ 早期卒業・飛び入学の拡充、学部と法科大学院の連携強化、未修者・社会人の志願者に対する配慮等の連携法等改正
- ③ **法科大学院の定員を管理** ⇒ 司法試験合格までの予測可能性の確保  
⇒ 連携法・政省令改正に基づき、現状の定員規模(2,300人程度)を上回らないよう告示で新設・定員増を規制。  
連携法で、法務大臣と文科大臣が協議する枠組み導入 等
- ④ **司法試験受験資格の見直し等(法科大学院在学中受験資格の導入)**  
⇒ 法科大学院在学中に所定の要件を満たした者に、司法試験受験資格を付与

⇒ 司法修習生の採用要件の見直し  
上記受験資格に基づく合格者につき、**法科大学院修了を司法修習生の採用要件に**

⇒ 選択科目相当科目の履修義務付けを含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止

